

## 定額働かせ放題、残業代ゼロ法を巡る

### 政労使合意に向けた密約に断固反対する。

7月12日、時間外労働に関わる労働基準法改悪案について、連合の要請で政府は修正に合意し、政労使合意をへて秋の臨時国会に提出するとマスコミは一斉に報道した。

ところで、政府・財界が進めようとしてきたこの労働基準法改悪案は、「定額働かせ放題」、「残業代ゼロ法」、「過労死促進法」と私たちが厳しく批判し、長時間労働によってもたらされる健康被害、特に過労死や精神疾患などから労働者を保護為に法成立に反対してきたものである。そして他方、過労死家族会の方々と共に、過労死をなくし、労働者が健康的に働くことができるため過労死防止対策法などの成立に努力してきたものである。

2015年、過労死防止対策法がようやく成立し、長時間労働に歯止めをかける一歩になるという期待されたにもかかわらず、電通高橋まつりさんの悲劇ばかりか、三菱電機や、パナソニック、「いなげや」あるいは食品配達業務を行ってきた女性の過労死が報じられ労働組合の真剣な取組が改めて問われてきたのである。

しかし、この間長時間労働規制にしっかり取り組むことを政府に求め、時間外労働の上限規制を法的に定める方向で進んでいたところ、突然36協定の特例として月100時間未満、年間720時間という過労死と認定される時間を容認する「政労使合意」がなされるなど労働者の要請に逆行する合意がなされてきたのである。いままた、労働者の窮状に背を向けるばかりか、新たに労働者代表として高度プロフェッショナル制度を容認する合意がなされることを私たちはどうして看過できない。

報道では連合の要請として、年間104日の休日や、インターバル制度の導入などが取りざたされているがどのような実効性が担保されるのか全く不明である。労働者派遣の全面解禁が非正規労働者の無権利低賃金を拡大し、貧困格差社会を作ってきたように、再び長時間労働による健康被害・過労死を促進することは明らかであろう。

私たち労働組合がなさねばならないのは、労働弁護団や労働諸団体と共に、今まで積み重ねられてきた長時間労働による過労死等の健康被害撲滅に向けた

実効ある手立てを議論し、政府財界に迫ることであろう。決して連合が代行すべきものではなく、いわんや使用者の労働時間管理義務を免じ、定額働かせ放題を容認することではない。

私たち全労協は長時間労働による健康被害をなくし、人らしく働くことができる実効性ある法規制の策定を求めて、労働者・労働組合間、関係諸団体との議論しつかり行い、共同行動を通じて闘いをいっそう強化していく。

以上

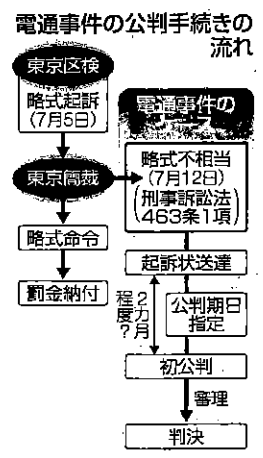
# 電通違法残業法廷で審理

## 東京簡裁 略式起訴は「不相当」

【本紙大宇電通（東京）の違法残業事件で、東京簡裁（池上邦久裁判官）は十二日、労働基準法違反罪で法人としての電通を略式起訴した検察当局の処分を「不相当」と判断し、正式な裁判を開くことを決めた。新人社員高橋まつりさん（当時20）の自殺、労災認定に端を発し、働き方改革の議論に大きな影響を与えた事件は、公開の法廷で審理されることになった。検察側はあらためて罰金刑を求刑する方針を明らかにした。



高橋まつりさん



だが、刑事訴訟法は略式の手続きが相当でないことを認められるときは、裁判を強かなければならないと規定している。今回、簡裁は裁判を開く理由を明らかにして、なぜか処分を下すには、さうなる審理が求められると判断したとみられる。

## 社会的関心 厳しい姿勢

【解説】電通の略式起訴を「不相当」として、東京簡裁の判断は、長時間労働への社会的関心の高まりを背景に、検察の処分を厳しく審査したものとみられる。違法残業事件では、企業が略式起訴される、簡裁が審理し、罰金刑を科すのが通例。電通事件

電通の違法残業事件 105時間に達していたとして労災認定。電通は今年1月、再発防止策実施や解決金の支払いで遺族と合意した。検察当局は今月5日、本誌と支社の幹部2人を起訴するとし、法人としての電通を略式起訴した。

違法残業を巡って、東京、大阪府労働局にある過重労働撲滅特別対策班（通称・かまこ）が事件化したのは電通以外に5件。いずれも法人のみが略式起訴され、うち2件については簡裁が略式相当と判断、裁判が開かれ、罰金五十万円

【本紙大宇電通（東京）の違法残業事件で、東京簡裁（池上邦久裁判官）は十二日、労働基準法違反罪で法人としての電通を略式起訴した検察当局の処分を「不相当」と判断し、正式な裁判を開くことを決めた。新人社員高橋まつりさん（当時20）の自殺、労災認定に端を発し、働き方改革の議論に大きな影響を与えた事件は、公開の法廷で審理されることになった。検察側はあらためて罰金刑を求刑する方針を明らかにした。